

令和2年7月28日

袋井市新型コロナウイルス感染症対策本部 基本方針の改定について

袋井市新型コロナウイルス感染症対策本部

本部長 原田英之

県内における複数のクラスター発生により感染者は増加しており、感染防止の徹底に努めなければならないことから、本日、基本方針を改定いたしましたので、お知らせいたします。

今後における感染症の発生状況や国、県の動向により、その都度、本部員会議を開催し、基本方針を再確認してまいります。

袋井市新型コロナウイルス感染症対策本部

基本方針

令和2年7月28日改定

国の基本的対処方針に基づき、「新しい生活様式」の定着等を前提とした移行期間が7月31日をもって終了しますが、国内・県内において感染者が増加している状況です。

特に県内における複数のクラスター発生により感染者は増加しており、感染防止の徹底に努めなければなりません。

市民及び事業者の皆さんには、感染防止対策として、引き続き「3つの密」の回避をはじめ、「新しい生活様式」や業種ごとに策定されるガイドラインに基づく適切な感染防止策を遵守していただき、感染拡大防止への継続的な取り組みをお願いします。

1 市民への呼びかけについて

感染拡大を長期的に防ぐため、「新しい生活様式」を取り入れていただくよう次のことを呼びかける。

- (1) 全ての市民の皆さんには、一人ひとりの基本的な感染防止対策として、感染防止の3つの基本となる「①人との間隔をできるだけ2m（最低1m）空ける」、「②マスクの着用」、「③手洗い」の徹底を呼びかける。また、マスク着用時にも、こまめに水分補給を行うなど、熱中症対策には十分注意することを呼びかける。
- (2) 県内・県外への移動は、静岡県が定期的に発表する警戒レベル及びそれに応じた「移動に関する行動制限」（※1）に基づく行動を呼びかける。
- (3) 日常生活における基本的生活様式として、「3つの密」①密閉（換気の悪い密閉空間）、②密集（人が密集している）、③密接（近距離での会話や発声が行われる）を徹底的に避けるとともに、手洗いや咳エチケット、人と人の距離の確保などの基本的な感染防止対策の徹底を呼びかける。
- (4) 自治会や自治会連合会の会議等を開催する場合は、「3つの密」を避け、感染防止対策を講じることとする。
- (5) 新型コロナウイルス感染症に関する誤解や偏見などには惑わされず、注意して冷静な対応を呼びかける。

（※1） 静岡県の警戒レベル及びそれに応じた「移動に関する行動制限」は、毎週金曜日に発表されます。（5ページ以降をご覧ください。）

2 イベント等の開催について

イベント等については、感染防止対策を講じた上で、適切に開催することとする。

なお、全国的かつ大規模なイベント等の開催については、リスクへの対応が整わない場合は、中止又は延期することを含め、主催者による慎重な対応を要請する。

3 感染防止対策の実施について

新型コロナウイルス感染症を予防するため、次のとおり、適切な感染防止対策を講じ、「3つの密」を避けることとする。

- ア 風邪症状等体調の悪い人は、外出等を控えるようとする。
- イ 咳エチケットや手洗い等を実施する。
- ウ 換気を十分に行う。
- エ 多くの人が密集することのないようにする。
- オ 多くの人の手が触れる場所等は、消毒を定期的に行う。
(ドアノブ、手すり、テーブル、いす、スイッチ、トイレの流水レバー等)

4 市内の企業・事業所への呼びかけについて

- (1) 市内の企業・事業所へは、厚生労働省や静岡県が発信する情報等を適切に提供する。
- (2) 3の感染防止対策の実施に加えて、引き続き、風邪症状等体調の悪い人への休暇取得の勧奨、職場に出勤しなければならない従業員を減らす方法(テレワークや時差出勤等)など、働き方の新しいスタイルの推進を要請する。
- (3) 市内の事業所や店舗などには、「3つの密」を徹底的に避けること、室内の換気や人ととの距離を適切にとるなどの基本的な感染防止対策を行うことを働きかける。
- (4) 関係団体が作成する業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等に基づき取り組んでいただくよう強く呼びかける。

5 市内小学校、中学校、保育所、幼稚園等の対応について

(1) 小中学校について

ア 児童生徒・職員の健康状態を確認するとともに、「3つの密」を避け、感染防止策を講じた上で教育活動を行う。

イ 臨時休業期間に対する学びを保障するとともに、学校行事に割振る時間を確保するため、長期休業の基準日を次のとおりとする。

夏季休業 8月8日（土）から8月24日（月）まで

冬季休業 12月26日（土）から1月5日（火）まで

学年末休業 3月20日（土）から

(2) 放課後児童クラブについて

ア 児童・支援員等の健康状態を確認するとともに、「3つの密」を避け、感染防止策を講じた上でクラブ活動を行う。

イ 小学校の長期休業期間の変更に適切に対応する。

(3) 保育所及び認定こども園（保育部）について

ア 児童・職員の健康状態を確認するとともに、「3つの密」を避け、感染防止策を講じた上で保育活動を行う。

イ 民間の保育園、認定こども園については、袋井市の意向を伝え、公立と同様の対応を要請する。

(4) 幼稚園及び認定こども園（幼児部）について

ア 児童・職員の健康状態を確認するとともに、「3つの密」を避け、感染防止策を講じた上で保育活動を行う。

イ 民間の幼稚園、認定こども園については、袋井市の意向を伝え、公立と同様の対応を要請する。

(5) 給食の対応について

ア 配膳時における感染リスクの軽減に配慮するとともに、適切な栄養摂取ができる給食を提供する。

イ 小中学校の長期休業期間の変更に適切に対応する。

(6) 子育て支援センター、笠原児童館について

児童・職員の健康状態を確認するとともに、「3つの密」を避け、感染防止策を講じた上で開館する。

(7) 育ちの森について

児童生徒・職員の健康状態を確認するとともに、「3つの密」を避け、感染防止策を講じた上で支援を行う。

(8) 図書館、月見の里学遊館、メロープラザ、郷土資料館、近藤記念館及び歴史文化館等について

- ア 図書館、郷土資料館、近藤記念館、歴史文化館は、「3つの密」を避け、感染防止策を講じた上で開館する。
- イ 月見の里学遊館、メロープラザは、「3つの密」を避け、感染防止策を講じた上で開館する。
- ウ 澤野医院記念館は、「3つの密」を避け、感染防止策を講じた上で6月1日から開館する。

6 市内公共施設の利用について

(1) コミュニティセンターについて

コミュニティセンターは、「3つの密」を避け、感染防止対策を講じる。

(2) 老人福祉センター（笠原老人福祉センター・白雲荘）について

老人福祉センターは、「3つの密」を避け、感染防止対策を講じる。

(3) 市内体育施設等について

さわやかアリーナ、風見の丘等の屋内体育施設は、「3つの密」を避け、感染防止対策を講じる。

(4) 市内公園の利用について

公園の利用については、空いた場所及び時間を選ぶなど利用者が感染防止対策を講じた上で、利用するものとする。

7 この基本方針は、今後の発生状況や国、県の動向により、その都度、改定する。

基本方針（改定履歴）

令和2年2月21日作成
令和2年2月28日改定
令和2年3月10日改定
令和2年3月16日改定
令和2年3月23日改定
令和2年4月 8日改定
令和2年4月17日改定
令和2年4月23日改定
令和2年5月 1日改定
令和2年5月 5日改定
令和2年5月15日改定
令和2年5月29日改定
令和2年6月19日改定

県内でのクラスター発生等を踏まえた今後の対応方針

令和2年7月28日
静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部

昨日開催された静岡県感染症対策専門家会議において、本県における感染状況は、複数のクラスターにより多数の陽性者が発生し、「感染移行期・後期」に相当すると考えられ、軽症者の増加により、軽症者療養施設の病床が埋まってきていることに留意する必要があると評価された。

県としては、専門家会議での評価を踏まえ、県内の感染流行期を「感染移行期・後期」と判断し、感染拡大を防ぐため、以下の対応方針により、必要な対策を実施する。

1 警戒レベル 「レベル4（県内警戒・県外警戒）」に引き上げ

2 医療提供体制の確保

- 西部地域の急増する感染者に対応し、広域調整により入院病床を確保
- 西部地域と東部地域の軽症者療養施設を迅速に設置
- クラスターからの感染拡大防止のためPCR検査の対象範囲を拡充
- 感染拡大の状況を踏まえ即応病床300床、準備病床150床を確保

3 事業者の感染防止対策

- 「バーやクラブ等の接待を伴う飲食店」「その他の酒類の提供を行う飲食店」（以下「特定の飲食店」）に対し、感染予防対策の徹底に向けた店舗訪問等の実施
- 「特定の飲食店」で新型コロナウイルス感染予防に取り組む事業者のステッカー掲出の促進、掲出事業を推進する業界団体等の支援
- 全ての業種・業態に対し、業種ごとの感染拡大予防ガイドラインの活用等による感染予防対策の徹底について、業種組合への実施要請、店舗訪問、広報等あらゆる手段を通じた強力な働き掛け
(別添「業種ごとの感染拡大予防ガイドライン一覧（内閣官房HP）」を参照)
- 国の新型コロナウイルス接触確認アプリ「COCOA」を、全ての業種・業態の従業員、「特定の飲食店」等の顧客へインストールを働き掛けることを要請

4 県民の感染防止対策

- 発熱症状があるなど体調が悪い方の無理な外出の自粛
- 感染防止対策が不十分な飲食を伴う施設など、感染リスクの高い施設の利用の回避、マスク非着用での歌唱や大声での会話など感染リスクの高い行動の自粛
- 「3つの密」の回避、マスクの着用、人と人との距離の確保など「新しい生活様式」の実践など、基本的な感染防止対策の徹底
- 国の新型コロナウイルス接触確認アプリ「COCOA」インストールを引き続き要請。県・市町職員が率先。

5 観光、旅行での感染対策

- 県内の感染者数が増加したものの、クラスター関連が大半で感染経路が特定されており、現時点では市中感染が限定的なこと、ホテル・旅館や観光施設で感染は発生していないことなどを踏まえ、受入施設側と来訪者側双方の感染防止対策を徹底した上で、県内への観光促進策を継続する。
- 実施にあたっては、県内宿泊施設や観光施設等に対し、県が策定した「新型コロナウイルス感染症対応指針」に基づく取組の徹底を図るほか、来訪者のマスク非着用での歌唱や大声での会話等のリスクの高い行動の回避を来訪者に呼びかけるなど、感染防止対策の徹底を要請。ホテル・旅館や観光施設への県等の職員の個別訪問
- 県外への訪問については、「6段階の警戒レベル」と「レベル毎の行動制限」（毎週公表）を参考に、訪問先の感染状況等を確認の上、「回避」「特に慎重に行動」「注意して訪問可」等の行動を選択
- 「注意して訪問可」とした場合も、訪問先でマスク非着用での歌唱や大声での会話、多人数での会食、現にクラスターが発生した施設等への訪問は自粛

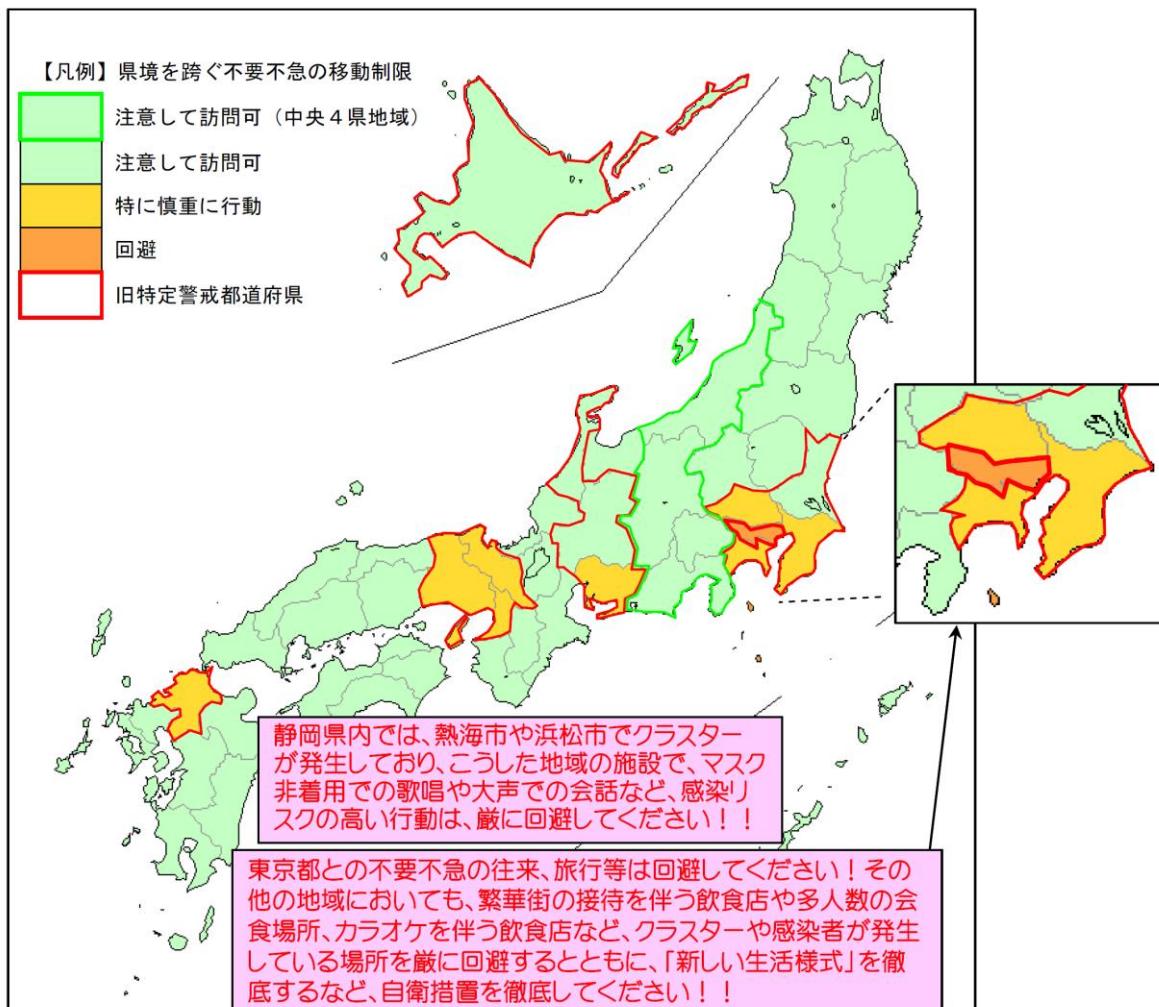
7月28日（火）現在は「警戒レベル4（県内警戒、県外警戒）」です。

東京都での感染拡大が全国に波及し、本県でも熱海市、浜松市でのクラスターや散発的な感染が確認されており、本県は「感染移行期・後期」となっております。

今後の感染拡大阻止に向けた重要な局面です。県民の皆様一丸となって、感染防止を徹底しましょう。以下のような行動を心がけていただくようお願いいたします。

静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部

【7月29日（水）以降】県境を跨ぐ不要不急の移動制限



- ◎ 新型コロナウイルスに感染しないためには、見えない感染者（※）に、「近づく可能性をどうすれば減らすことができるか」「知らずに会っても、うつらないようにできるか」が、大切です。
- ◎ 県内感染者は増えていますが、感染者の多くはクラスター関連です。市中に見えない感染者がいる可能性はゼロではないと思われますので、常に感染防止対策をお願いします。
- ◎ 一方、東京都では感染者が急増しており、見えない感染者が市中にいる可能性が非常に高まっています。東京都との不要不急の往来、帰省、旅行などは回避してください。また、東京都に準じて感染が拡大する首都圏、関西圏、愛知県、福岡県への移動については、訪問等の必要性を今一度検討するなど、感染防止に向けた特に慎重な行動をお願いします。都市部の繁華街の接待を伴う飲食店や多人数の会食場所、カラオケを伴う飲食店など感染者が発生している場所は、厳に回避し、「新しい生活様式」の徹底や計画的な行動など、最大限の感染防止対策をお願いします。
- ◎ 感染状況は地域で異なるので、訪問先又は来訪者の地域ごと行動を変えてください。

移動に関する行動制限の詳細については次ページをご覧ください。

◎県内移動に関する行動制限

- 「三つの密」を回避するなど、「新しい生活様式」（別添）を徹底してください。
- 熱海市、浜松市でのクラスター発生を踏まえ、感染リスクの高い地域にある、感染防止対策が不十分な施設において、マスク非着用での歌唱や大声での会話など、感染リスクの高い行動は回避してください。

◎県境を跨ぐ不要不急の移動に関する行動制限

1 本県を出発する皆様へ

（静岡県の独自の評価によるものであり、外出の検討にあたっては、訪問先の県等が発表している行動制限を尊重してください。）

- （1）全ての外出について、「新しい生活様式」を徹底し、自分や相手が感染しているかもしれないという意識を持って、注意して行動してください。
- （2）東京都への移動については、回避してください。
 - 〔※訪問が、本当に今必要なものであるか、改めて御判断ください。
また、訪問に代わる手段で対応ができないか、御検討ください。〕
- （3）埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県への移動については、特に慎重に行動してください。
 - 〔※訪問の際は、訪問地域の感染状況を把握し、訪問目的などを十分御検討ください。
「新しい生活様式」を徹底した上で、事前の行動計画により滞在時間の短縮や電車の混雑の回避などに努めるとともに、繁華街の接待を伴う飲食店や多人数の会食場所、カラオケを伴う飲食店などクラスターが発生している場所を回避するなど、最大限の感染予防行動をお願いします。〕
- （4）その他の道県への訪問は、「新しい生活様式」など感染予防行動を徹底した上で、注意して訪問をお願いします。長距離での移動は感染リスクを高めるほか、これまで感染状況が少ない地域でも、急に感染が拡大している所があるため、訪問先の感染状況や経由地（東京都経由など）に御留意ください。

2 本県を訪問される皆様へ

（帰省する方、訪問者には、県民の皆様からも呼びかけてください。）

- （1）移動に際しての交通手段や移動の際の「新しい生活様式」に基づく行動の徹底に配慮してください。
- （2）東京都の皆様は、訪問の自粛をお願いします。
 - 〔※本県への帰省や訪問等については、御家族や先方の方などとその必要性や時期等について、今一度御検討ください。〕
- （3）埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県の皆様は、訪問の際には、特に慎重な行動をお願いします。
 - 〔※御自身の体調管理に留意の上、無理な移動は回避し、来訪の際には、自身や相手が感染しているかもしれないという視点に立ち、感染しない・させないよう「新しい生活様式」の徹底等の感染予防行動をお願いします。〕
- （4）その他の道県からの来訪は、長距離移動による感染リスクや経由地に御留意いただき、注意して訪問をお願いします。
- （5）県民の皆様には、他都道府県から訪問される方が、既に感染しているかもしれないという意識をお持ちいただき、「新しい生活様式」の徹底のほか、「三つの密」が重なる場所に行かない、作らないなど、感染予防対策の徹底をお願いします。

※見えない感染者：感染していても無症状や軽症で、自分が感染していることに気付いていない人。発症前2日前から感染力があるなど、本人が知らないまま、他人に感染させてしまうリスクがある。

「6段階警戒 レベル」と「レベル毎の行動制限」(新型コロナウィルス感染症対策) (令和2年7月)

レ ベル	警戒レベル			基本的行動内容					
	県内	県外	国外	県内評価	県内移動に関する行動制限	県外評価	県境を跨ぐ移動に関する行動制限	国際評価	
6	【都市封鎖級】			国外は警戒以上	外出禁止を要請	感染移行期以上 (感染状況が厳しい地域の状況等を評価)	禁止を要請	多数又は複数の国・地域において感染が拡がっている	
5	【特別警戒】				外出自粛や休業要請		原則不可		
4	【警戒】	【警戒】	県内の感染状況を踏まえた外出自粛や休業要請を含む必要な行動制限		県内者の県外への移動及び県外者の県内への移動については対象地域に応じて行動制限・注意を要請（注1）				
3	【注意】 【一部警戒】	【警戒】	施設での感染防止対策を徹底 県内の感染拡大地域でのリスクの高い行為を回避						
	【注意】	【注意】	3密の回避を含む「新しい生活様式」の徹底						
2	【ほぼ日常】	【注意】	3密を極力回避。基本的な感染対策（注2）の励行など「新しい生活様式」を心がける。感染弱者へ配慮		感染定期	県境を越える移動可。ただし、感染者の多い地域への移動/同地域からの移入は注意			
1 1-1	【ほぼ日常】	【ほぼ日常】	3密ができる限り回避。基本的な感染対策（注2）の励行。感染弱者へ配慮						
0-1	【日常】	【日常】 （出入国制限あり）	【注意】	感染終息	県内に関する行動制限無し	国内の全域が感染終息	国内に関する行動制限無し 国外との行動制限が一部有り	一部地域においては感染が終息していない	
	【日常】	【日常】	【日常】		国内・国外のどことの関係でも行動制限無し		国内・国外のどことの関係でも行動制限無し	ほぼ終息	

(注1) 県が更新・発表する地域の感染状況に応じた県境を跨ぐ移動制限区分に応じて判断

(注2) 基本的感染対策：身体的距離の確保、マスクの着用、手洗いなど